

A

## 市長室からお答えします

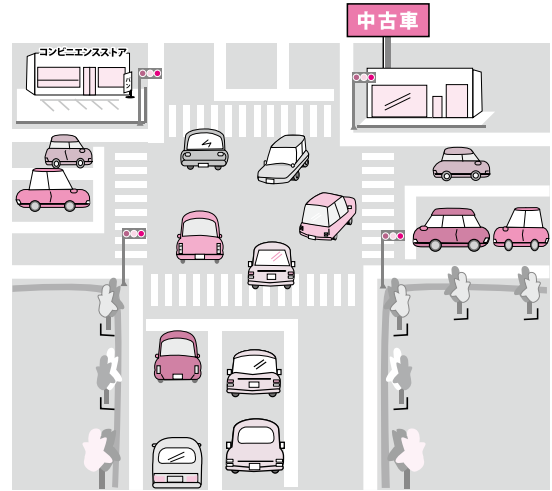
### 右折信号を設置してほしい

**Q** イオンモール成田前の成田山裏門入口交差点が、たびたび渋滞しています。イオンモール成田側から国道408号を右折するための右折信号を設置してもらえますか。

**A** 矢印信号機設置などの交通規制に関することについては、千葉県公安委員会が所管しています。矢印信号機は、道幅・交通量・安全性などの状況を踏まえて設置されます。

指摘のありました交差点の交通渋滞については、市としても現状を認識しています。市では、これまでもこの交差点への時差式信号機や矢印信号機の設置、信号機の制御変更などによる渋滞緩和について成田警察署へ要望しています。成田警察署によると、通行量の多い国道408号の土屋交差点から教育会館前交差点までの区間については、車両が最も効率良く通行できる信号制御に努めていて、現状では、さらなる信号機の設置・制御は困難であるとのことでした。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介しています。



## 消費生活相談Q&A

### 宅配買い取りサービスにご注意を

**Q** 段ボールに中古衣類を入れて送ると、査定し高額で買い取ってくれる業者をインターネットで見つけました。その業者の査定額を見て、3万円ぐらいになると思い衣類を20点送ったところ、1点は100円、残りは1点1円と査定されました。キャンセルして返送してもらおうとしたら、返送料がかかると言われましたが納得できません。どうしたらよいでしょうか。

**A** 不要になった衣類や本などを宅配便で事業者に送付し、査定、買い取りをしてもらう「宅配買い取りサービス」は、高額買い取りをうたっている業者も多く見られます。手軽さの反面、「予想とかけ離れた低価格であった」「返送料金を請求された」などのトラブルが発生しています。利用するときには次のことに注意しましょう。

- 魅力的な買い取り価格が表示されていても、取引の条件をよく確認する
- 思い入れのある品物や、売りたい価格が決まっている物は不向きのため、処分したい物に利用する
- 査定価格に納得いかなかった場合のために、返送料金を事前に確認する
- 業者名や所在地、利用規約などを確認する

○送付する商品の記録を残しておく

不安になった場合やトラブルに遭った場合は、消費生活センターへ相談しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





## 国民健康保険の高額療養費制度

### 医療費が高額になったときに

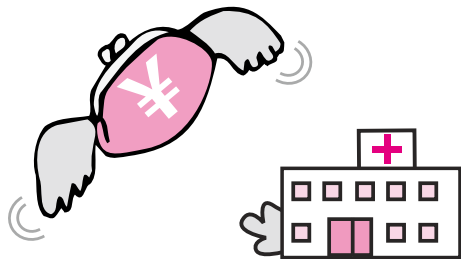
#### 1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳未満の人の限度額は右表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

#### 支給対象世帯には「該当通知書」を郵送

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行したもの)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申



| 負担区分                         | 年3回目まで  | 年4回目以降   |
|------------------------------|---|----------|
| 基準総所得額<br>901万円超え            | 25万2,600円<br>(医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) | 14万100円  |
| 基準総所得額<br>600万円超え<br>901万円以下 | 16万7,400円<br>(医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) | 9万3,000円 |
| 基準総所得額<br>210万円超え<br>600万円以下 | 8万100円<br>(医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)    | 4万4,400円 |
| 基準総所得額<br>210万円以下            | 5万7,600円                                      | 4万4,400円 |
| 住民税非課税世帯                     | 3万5,400円                                      | 2万4,600円 |

\*国民健康保険加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます

請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

#### 「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑、保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



## 海外居住者の国民年金

### 希望すれば加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

海外に転出するときは、必ず保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

